

アイデア提案書

提案番号	No.21-1-2		
提出年月日	令和 3年 10月 29日	受付年月日	令和 3年 10月 29日
所 属		職名・氏名	
提案件名	地区公民館などにコミュニティセンター機能を		
提案の要件	<input checked="" type="checkbox"/> 市民サービスの向上に役立つもの <input type="checkbox"/> 事務能率が向上するもの <input checked="" type="checkbox"/> 経費の節減・収入の増加に資するもの <input type="checkbox"/> 行政事務運営の革新となるもの <input type="checkbox"/> 本市のイメージアップに係るもの <input type="checkbox"/> その他公益上有効であるもの		
関係部署	公民館活動課、市民協働課、産業振興課		
現状及び問題点	<p>地区公民館は、社会教育法第24条の規定に基づき、各地区に設置されている。また、同法第22条の規定する事業を行っている。</p> <p>一方で、同法第23条の規定により「営利目的」利用には制限があり、物品販売や各種教室などの開催については制限されている。</p> <p>例えば、スマホ事業者がスマホ教室を公民館で開催しようとしても、営利目的と判断されれば開催できない。</p> <p>一方で、公民館のうち、日生東公民館及び日生南公民館市内は、良好な生活環境と心豊かな地域社会の形成を図ることを目的とする寒河コミュニティセンター及び頭島総合センターとの複合施設となっている。</p> <p>また、勤労者施設としてリフレセンターと勤労者センターが伊部地区内にはある。</p>		
提案の内容	<p>まちづくり会議などでも今後の活動にあたり、提案されている内容となります。</p> <p>現時点でコミュニティセンター機能をもっていない日生東、日生南以外の地区公民館にコミュニティセンター機能を付与するため、備前市コミュニティセンター設置条例を改正し、これに加える。</p> <p>コミュニティセンターの機能を付与したことにより、社会教育の場としての公民館機能だけでなく、地域社会形成つまり「まちづくり」としての拠点という性格を併せ持つことになる。(現在でも、公民館設置条例には、公民館事業として「その他コミュニティ活動を推進すること。」とあるが、これをより明確にするもの。)</p> <p>また、将来的には、リフレセンターと勤労者センターについても、譲渡の際の条件などをクリアしたうえで、利用実態を勘案し、勤労者施設としての機能が薄れているようであれば、コミュニティセンターに転換してはどうか。</p>		

<p>期待される効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの拠点を担う施設として、地元の方々に広く認知され、利活用してもらおう。 ・営利目的も含めた幅広い利用が可能となり、施設利用の拡大が期待できる。 ・費用は特に必要ない ・条例改正のみ
<p>担当課意見</p>	<p>【公民館活動課】</p> <p>公民館設置条例の、公民館事業として「その他コミュニティー活動を推進すること。」は社会教育法の範囲の中での推進となります。このため、提案にあるとおり「営利目的」の使用は制限されています。コミュニティー機能の付与により利用者には施設使用の自由度が上がり、より開かれた場となることは地域活動の拠点施設として好ましいことではありますが、条例改正まで行い1施設を複数制度で運営することは所管課としては早急な対応は望ましくないと考えます。(問題点等詳細は別紙職員意見を参照)</p> <p>市全体の施設の統廃合と適正な人員配置の検討に併せて、各施設の運用方法(適用制度、開館日、開館時間、使用料)の検討などを行うなかで、今回の提案も含め、1施設1制度で運営できる方法を検討すべきと考えます。</p> <p>また、市の施設ではありませんが、各地区には地元地縁団体等が管理運営する、集会施設(会館、自治公民館、集会所、公会堂など)がありますので、この地元コミュニティー施設の利活用を促進していただく方が良いと考えます。市民協働課等において前記集会施設所有組織・団体等へ啓発していただき、料金設定や営利企業の施設利用受け入れ等促進していただくことで、地域の直接の収入にもなり、また本提案実現にも即した内容になるのではないかと考えます。</p> <p>※社会教育の範囲であれば公民館類似施設への助言等は出来ませんが、営利な内容になると当課の業務範疇を超えますので市民協働課等他部署での検討となります。(公民館活動課では、自治公民館整備事業補助金の交付は担当していますが、各施設の社会教育以外の内容の運営には関与出来ません。)</p> <p>【市民協働課】</p> <p>市民協働課では、「まちづくり会議」の立ち上げの推進を行っているところですが、地域によっては活動の拠点がなく、公民館等を利用しているケースもあると聞いています。地域の方が自主的に活動しやすい拠点として、公民館が利用できることは市民サービスの向上に役立つものと思われまます。</p> <p>【産業振興課】</p> <p>本提案について、「コミュニティーセンター機能の付与による、まちづくり拠点化」、「地区公民館の営利目的利用の可否」を趣旨と捉え、産業振興課が所管</p>

する施設（リフレセンターびぜん、勤労者センター、以下、所管施設）の現状も踏まえ、検討します。

1 点目、「コミュニティセンター機能の付与による、まちづくり拠点化」についてですが、現在、所管施設は購入時の特約をクリアしており、勤労者施設以外の目的で使用可能な状態です。仮にコミュニティセンターへ転換する場合は、伊部地区（伊部、浦伊部）に同様の機能を持つ施設が 3 箇所存在することになるため、機能転換については今後の検討材料とさせていただきます。

次に 2 点目、「地区公民館の営利目的利用の可否」についてですが、所管施設については、営利目的での利用が可能な状態です。

また、「公民館は、社会教育法第 23 条の規定により、営利目的の利用はできない」旨の記載がありますが、平成 30 年 12 月 21 日付け、文部科学省事務連絡によれば、第 23 条の解釈は「公民館が営利事業に係わることを全面的に禁止するものではない」と記載があります。よって、条例改正せずとも、営利目的での利用は可能であると考えられます。

以上の 2 点から検討すると、現時点で、公民館等についてはコミュニティセンターと同等の機能を持っていると考えられます。本提案に記載されている「期待される効果」を目的として条例改正をするのであれば、それに加えて「具体的」な手段等を講じる必要があると思われれます。